

福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の改正について

1 条例（一部改正）の趣旨

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

この条例は、子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準について、子ども・子育て支援法施行規則に従い定めるものである。

3 条例改正の主な内容

新	旧
<p>小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の<u>主たる開所時間である11時間における保育従事者数は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満1歳未満 おおむね3人につき1人以上 ・ 満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき1人以上 ・ 満3歳以上満4歳未満 おおむね20人につき1人以上 ・ 満4歳以上 おおむね30人につき1人以上 <p>ただし保育従事者は2人を下ることはできない。</p> <p><u>また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人以上であること。（子どもが1人の時間帯は1人）</u></p>	<p>小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の保育従事者数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満1歳未満 おおむね3人につき1人以上 ・ 満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき1人以上 ・ 満3歳以上満4歳未満 おおむね20人につき1人以上 ・ 満4歳以上 おおむね30人につき1人以上 <p>ただし保育従事者は2人を下ることはできない。</p>

新	旧
<p><u>ただし、6人以上19人以下の施設は、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>複数の満1歳未満の子どもを保育する時間帯</u> ・ <u>夜間や午睡の時間帯</u> <u>以外の時間帯については1人以上とすればよい。</u> <u>(必要最小限の時間帯に限る。)</u></p>	
<p><u>国家戦略特別区域限定保育士がその名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示すること。</u></p>	なし
<p>便器の数は<u>満1歳以上の小学校就学前子ども</u>おおむね20人につき1以上であること。</p>	便器の数は小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事故発生に備え、訓練が実施されていること。</u> ・ <u>賠償責任保険に加入する等事故の発生に備えた措置を講じられること。</u> ・ <u>事故発生時、速やかに都道府県知事等に報告する体制がとられていること。</u> ・ <u>事故発生時、事故の状況や採った処置について記録をしていること。</u> ・ <u>死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の再発防止及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。</u> 	なし

新	旧
<p>保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、利用者に対し、<u>契約内容を記載した書面等（電磁的記録等を含む。）</u>の交付が行われていること。</p>	<p>保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、利用者に対し、<u>契約内容を記載した書面の交付</u>が行われていること。</p>
<p>小学校就学前子どもの数が5人以下の施設について、子ども3人につき保育従事者は1人以上とする。<u>ただし家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人につき、1人以上とすること。</u>保育従事者のうち1人以上は保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う研修を修了した者であること。</p>	<p>小学校就学前子どもの数が5人以下の施設について、子ども3人につき保育従事者は<u>おおむね</u>1人以上とし、保育従事者のうち1人以上は保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う研修を修了した者であること。</p>
<p>小学校就学前子どもの数が5人以下の施設の保育室の面積は、<u>福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第2号に規定する基準を参照して、</u>子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。</p> <p>※福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第22条第2号 乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。</p>	<p>小学校就学前子どもの数が5人以下の施設の保育室の面積は、子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。</p>

新	旧
<p>認可外の居宅訪問型保育施設の保育従事者は、小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。<u>ただし、兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができる。</u></p>	<p>認可外の居宅訪問型保育施設の保育従事者は、<u>おおむね</u>小学校就学前子ども1人につき<u>原則</u>1人以上であること。</p>

4 条例の施行日

令和2年12月23日